

足立区宅地開発事業調整条例の一部改正について

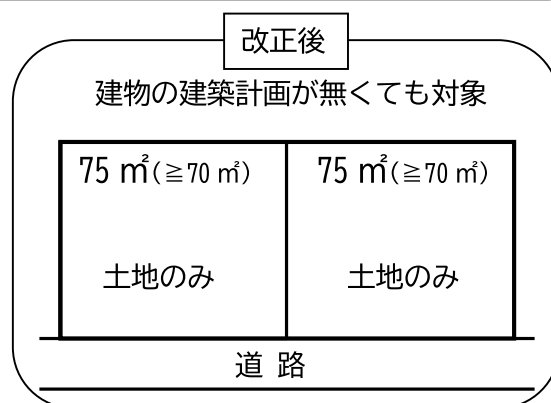
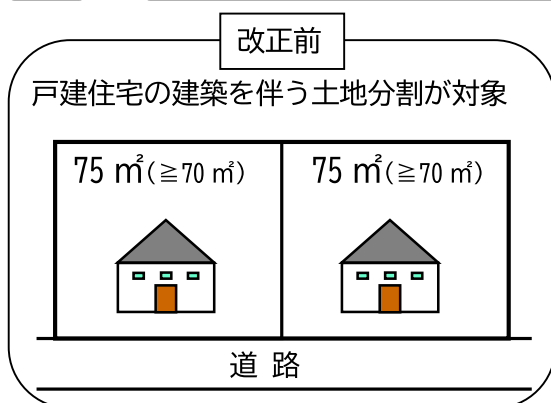
(令和5年7月1日 施行)

足立区では、土地の細分化・建物の過密化を抑制し、ゆとりのある良好な住環境の保全を目的として、150㎡以上の土地を2以上に分割する場合に、最低面積を区の条例で定めています。今回、その宅地開発事業調整条例の一部を改正しましたのでお知らせします。

1

建築を伴わない土地の分割も対象になります。

対象拡大



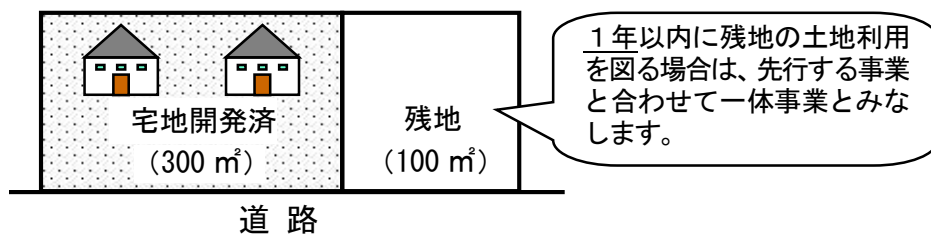
※ () 内の数字は条例による宅地の最低面積

今までは戸建て住宅の建築を伴う土地分割のみが対象でしたが、今回の条例改正により建築の有無に関わらず、土地を分割する行為に宅地の最低面積を適用することになりました。これによりゆとりある土地利用を誘導していきます。

2

一体事業とみなす期間が3年から1年になります。

利用促進



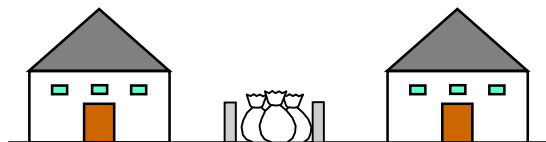
これまで先行する宅地開発事業の完了後3年以内に隣接する土地の土地利用を行う場合は、先行する事業と合わせて一体事業とみなして、条例を適用していました。今回これを1年に改めることで、土地利用がしやすくなります。

3

ごみ集積所の近隣説明が努力義務になります。

新 設

苦情・トラブル防止のため、ごみ集積所を設置する場合は、その予定位置に対面または隣接する土地の居住者に対する事前説明を努力義務としました。



問い合わせ先

足立区都市建設部開発指導課開発指導係 TEL : 03-3880-5272

Mail : kaihatu-shido@city.adachi.tokyo.jp

令和5年4月作成